

カント世界市民主義の現代的意義

—— 道徳的な「世界市民」という理念 ——

西 田 雅 弘

目 次

はじめに

1. 形而上学的見地と世界市民的見地
2. 「啓蒙」のエートス
 - (1) カントとベルリン水曜会
 - (2) 道徳性優位の「啓蒙」のエートス
3. カント世界市民主義のアウトライン—世界市民的見地—
 - (1) カントの歴史哲学
 - (2) 「市民化」と「道徳化」
 - (3) 法的市民社会論
 - (4) 道徳的市民社会論
4. 道徳性の最高原理としての「意志の自律」—形而上学的見地—
 - (1) 命法の区分
 - (2) 定言的命法の諸方式
 - (3) 「目的の国」と「世界市民社会」
5. カント世界市民主義の現代的意義—道徳的な「世界市民」という理念—
 - (1) 「世界市民」の概念
 - (2) ネットワーク型社会と「目的の国」
 - (3) 「意志の自律」と「世界市民」

結びにかえて

はじめに

大型航空機による国際交通の迅速化、インターネットによるグローバルな情報の共有、これだけを見ても、全人類がすでに空間的・時間的に「世界市民 der Weltbürger」あるいは「地球市民 der Erdbürger」(6,353.05)⁽¹⁾ であることに疑いの余地はない。

核弾頭を搭載した大陸間弾道ミサイル(ICBM(Intercontinental Ballistic Missile))の配備は、全人類が有無を言わさぬ運命共同体であることを明らかにしている。地球規模での海洋汚染や気候変動、宇宙ゴミなどの環境問題は、いまや人類共通の喫緊の課題である。経済協力開発機構(OECD

(Organization for Economic Co-operation and Development))の存在は、諸国家間の相互的な経済的結合が成立していることを示唆しているものの、他方で、アメリカのトランプ政権成立(2017年)、イギリスのEU離脱(2019年)をはじめ、中国の台頭、中東の混迷などは、従来にも増して国際関係が流動化し、予断を許さない事態に至っていることを示している。

このような状況において、改めて人類全体が目指すべき理念的な世界観が強く問われなければならない。今後も人類が地球上で持続可能であるためには、ナショナリズムや党派性を超えた「世界市民」としての自覚の共有が必要であり、「世界市民」の叡智の結集が求められる。この点において、「類」の視点から人類全体を「理性的存在者」と捉えるカントの「世界市民」の理念は、有効な一石を投じるのではないか。

本稿では、カントにおける「形而上学的見地」と「世界市民的見地」の区別を明確にした上で、カント世界市民主義のアウトラインを叙述し、その現代的意義を考える際の論点を提示したい。

1. 形而上学的見地と世界市民的見地

『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784年、以下『普遍史の理念』)の冒頭で、カントは次のように述べている。

意志の自由が形而上学的見地においてどのように理解されようとも、意志の現象すなわち人間の行為は、他のあらゆる自然の出来事と同様に普遍的な自然法則によって規定されている。しかし、その原因がどれほど深く隠されていようとも、現象の叙述に従事する歴史 die Geschichte は、人間の意志の自由の活動が全体として考察されるなら

ば、自由の規則正しい歩みが発見され得ることを期待させる。(8,017.01)

ここでは、「意志の自由」についての形而上学的見地からの理解とは別に、意志の「現象」としての人間の行為についての考察があり得ることが示されている。それは、現象としての人間の意志の自由な活動を「全体として」考察する歴史叙述、すなわちこの論考のタイトルにある「世界市民的見地における普遍史」の可能性である。現象としての人間の活動を全体として考察するのが「世界市民的見地」である。「形而上学的見地」と「世界市民的見地」は明確に区別されなければならない。

ところで、カントが触れている形而上学的見地における「意志の自由」の考察として、『普遍史の理念』の翌年に出版される『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年、以下『基礎づけ』)が念頭にあることは容易に推測されるだろう。それは、そのタイトルにある通り「道徳形而上学」にかかわる論考であり、『普遍史の理念』に続いて同時期に出版されているからである。この2つの論考は、「人間の自由」に関して見地を異にする、言わば表裏の関係、相互補完的な関係にあると見ることができるのではないか。両者はどのように結びついているのか。接点はどこにあるのか。

『普遍史の理念』の第七命題には、「完全な市民的体制の達成」(8,024.02)のためのアウトラインが描かれている。国家レベルでの敵対関係は、「国際連盟」(8,024.26)などの新たな国家組織体を形成しつつも、繰り返される革命によって、最後には「世界市民的状态」(8,026.10)へと収斂していくだろう、とカントは予見している。この目的が達成されるためには、公共体による「市民の陶冶」(8,026.31)という内面的な仕事が必要である。というのも、われわれは、技能と学問によって高度に「開化 kultiviert」されているものの、社会的礼節や上品さを身につけたからといって、それが名誉心や外見的な上品さなどの「疑似道徳」にとどまるならば、「市民化 zivilisiert」されているとは言えても、まだ「道徳化 moralisiert」されているわけではないからである(8,026.20)。そして最後に次のように述べている。

道徳的に善である心情に接ぎ木されていないすべての善は、まったくの見せかけで、外面だけで輝いている悲惨以外の何ものでもない。おそらく人類は、混沌とした状態にある国際関係から、私が語ってきたような仕方では抜け出すまで、こうした状態のままだろう。(8,026.31)

カントによれば、完全な市民的体制は「世界市民的状态」として達成されることになるが、そのためには市民の内面的な育成、つまり「市民の陶冶」が必要である。最終的には「道徳的に善である心情」が不可欠である。すでに第六命題において、市民的体制の実現が困難な問題であることとともに、その実現のためには、この市民的体制についての正しい理解と豊かな経験、そしてなによりもこの体制を引き受ける心構えのできた「善意志」(8,023.29)が必要であることが示されている。世界市民的見地において最終的な課題として残されるのは「道徳的に善である心情」、すなわち「善意志」である。

周知のように、『基礎づけ』の本論は「善意志」(4,393.07)の叙述から始まっている。そして、義務意識の分析を通して、最終的に「意志の自律」の原理に行き着いている。その作業は、徹底した理性主義による「道徳性」の哲学的な基礎づけである。カントが『基礎づけ』を「善意志」の叙述から始めているのは、「世界市民的見地」の最後の課題である「善意志」について「形而上学的見地」から応えるためだったと見ることができるだろう。このように、『普遍史の理念』と『基礎づけ』は、「人間の自由」に関して、「善意志」を接点として「世界市民的見地」と「形而上学的見地」を役割分担する相互補完的な関係にある。

このような結びつきとその議論の展開を叙述する前に、カント同時代の道徳性優位のエートスを明らかにしておきたい。

2. 「啓蒙」のエートス

カントが「世界市民的状态」を考える際に「道徳性」に着目するのはなぜか。そのことは、カント同時代の社会的な倫理的態度、すなわち「啓蒙」のエートスと無関係ではない。「啓蒙」のエートスは、社会変革ではなく、人間の道徳性の成熟と完成を目

カントの著作とベルリン水曜会に関連する年表

プロイセン (*印はカント著作)	フランス
1783 ベルリン水曜会設立、『ベルリン月報』創刊	
1784 *『ベルリン月報』「普遍史の理念」 *『ベルリン月報』「啓蒙とは何か」	
1785 *『道徳形而上学の基礎づけ』	
1786 <u>フリードリヒ大王没</u> フリードリヒ・ヴィルヘルム二世即位	
1787 *『純粹理性批判』第二版	
1788 ツェドリッツ失脚、ヴェルナー就任 宗教勅令 *『実践理性批判』	1789 バスチュー襲撃 人権宣言(立憲王政)
1790 *『判断力批判』	
1791 検閲令	
1792 「第一論文」検閲許可 *『ベルリン月報』「第一論文」 「第二論文」検閲不許可	1792 王権停止 国民公会(共和制)
1793 *『単なる理性の限界内の宗教』 *『ベルリン月報』「理論と実践」	1793 ルイ十六世処刑 恐怖政治
1794 カントに講述禁止勅令	1794 テルミドール反動 ロベスピエール処刑
1795 *『永遠平和のために』	
1796 『ベルリン月報』廃刊	
1797 <u>フリードリヒ・ヴィルヘルム二世没</u> フリードリヒ・ヴィルヘルム三世即位 *『道徳形而上学』	
1798 ヴェルナー失脚、マッソウ就任 ベルリン水曜会解散 *『諸学部の争い』	1799 ナポレオン軍事独裁

指す道徳性優位のエートスだった。「ベルリン水曜会」の活動を手掛かりに、まずこの点を明らかにしておきたい⁽²⁾。なお、カントの著作とベルリン水曜会に関連する年表は、上の通りである。

(1) カントとベルリン水曜会

カント自身はベルリン水曜会の会員ではなかった。そもそもベルリン在住ではなく、また「秘密結社」に対して距離を置いているように見える⁽³⁾。しかし、ベルリン水曜会の実質的な機関誌だった『ベルリン月報』への数多くの投稿や編者のビースターとの交流は、カントがベルリン水曜会と共通するものを持っていたことを如実に物語っている。カントも、フリードリヒ大王への共感と賛辞をベルリン水曜会の会員たちと共有していた。「言論の自由」や「信仰の自由」を主張しつつ、元首に対する臣民の

「対抗暴力」を全否定して服従を要求し、フランス革命にも否定的だった。このようなカントの態度は、「フリードリヒの世紀」(8,040.27) というプロイセンのエートスに根ざしている。

ベルリン水曜会の会員たちは、「出版の自由」を容認してもよい「知識身分」と「検閲」を必要とする「大衆」、すなわち「啓蒙されたエリート」と「後見人を必要とするその他の者たち」という身分制階層社会を目の当たりにしていた。そしてカントも、同時代の知識人の一人として、そのような「封建エリートの啓蒙理解」を共有していた。『美と崇高の感情に関する観察』への覚書に記されたカントの告白、つまり「賤民」や「労働者」を軽蔑していた自分が人間を尊敬することを学んだのはルソーのお陰であるというあの告白(20,044.08)は、この身分制階層社会の現実を前提しなければ成立し得ない。カ

ントの背景にある人間理性の二極分化、つまり「開化された理性」(4,395.28)と「普通の人間理性」(4,402.13)の区別は、この社会的現実根ざしている。

(2) 道徳性優位の「啓蒙」のエートス

ベルリン水曜会の啓蒙論議には、「啓蒙」のエートスの一端が顕在化している。「啓蒙」の促進が課題であるとき、「政治的自由」による社会変革を目指さないとすれば、どのような方向性が想定されるのか。同じ階層社会を目の当たりにし、「啓蒙」という新たな時代の流れを共有しながら、ベルリン水曜会の啓蒙論議には、「出版の自由」や「真理の普及」に積極的な意見と、「検閲」や「先入見」を容認する慎重な意見の両論があった。

積極論者たちは、「知識身分」を念頭に置いて、「出版の自由」を個々人の信念に委ねても、「高潔な心情」や「市民的名誉」、人間関係における「慎重さ」などが自己規制として機能するので、「無制約な自由」に陥ることはない、と主張した。これに対して、慎重論者たちは、「大衆」を念頭に置いて、たとえそれが「先入見」であっても道徳的な動機として好都合なものは、それに代わる「新たな動機」が確立するまでは容認されるべきである、さもないとかえって「道徳的退廃」を引き起こすことになる、と主張した。

両者が念頭に置く対象は異なるものの、「知識身分」であれ「大衆」であれ、「動機」や「心情」という内面性に目が向いている点で差異はない。一方で「すでに啓蒙された人」の道徳的心情に信頼を寄せつつ、他方で「啓蒙されていない人」に新たな道徳的動機が根づくことを期待している。いずれにせよ、焦点は「道徳性」である。「啓蒙とは何か」という社会的な問いは、結局、「道徳性」の問いに収斂していく。

君主制的体制を前提し、それゆえに社会変革に目が向かない状況では、宗教に起因する旧来の「先入見」に代わる新たな道徳的規範の確立こそが時代の急務だった。カントによる「道徳性」の形而上学的な基礎づけは、このような道徳性優位のエートスに由来する社会的要請に応えるものだった。

3. カント世界市民主義のアウトライン—世界市民的見地—

道徳性優位の「啓蒙」のエートスを念頭に置きつつ、カント世界市民主義のアウトラインを叙述してみよう。

(1) カントの歴史哲学

道徳性優位の「啓蒙」のエートスは、カントにおいて、人類の「道徳化」という歴史的使命として具現化する。すなわち、人類全体の道徳的な「世界市民社会 eine weltbürgerliche Gesellschaft (cosmopolitanism)」(7,331.23)の完成という課題である。そして、このような議論の前提になるのが「歴史哲学」である。

カントの歴史哲学は、世界市民的見地における人類全体の歴史叙述である。人類には、「技術的素質(熟練性)」「実用的素質(怜悯)」「道徳的素質(知恵)」という3つの素質があり、それらに対応して、①個人的使命としての「開化 Kultivieren」、②市民的使命としての「市民化 Zivilisieren」、③世界市民的使命としての「道徳化 Moralisieren」という3つの使命が考えられる。これらの使命を実現していくことがカント歴史哲学の内実である。

これらの使命は、発展段階として一直線上に時系列的につながっているのではない。それらは同時に併存する重層的構造を形成している。なぜなら、「使命」が人間にそなわる「素質」に由来することに留意すれば、「開化」の完成後に「市民化」の使命が生じたり、「市民化」の完成後に「道徳化」の使命が生じるのではないことは明らかだからである。3つの「使命」は人間にそなわる3つの「素質」と同様に、常に併存的に人間に課せられている。

(2) 「市民化」と「道徳化」

歴史哲学における3つの使命が重層的構造を形成しているにしても、それらの実現の進捗状況には格差がある。人間は、高度に「開化」されているものの、まだ半分しか「市民化」されておらず、全体としてほとんどまったく「道徳化」されていない(15,897.03)。このことは、上述の『普遍史の理念』でも触れられていた。

カントは、「開化」の使命に関して楽観的である。すでに「高度に」進捗しているので、現状の進捗のままに任せておけばよいからである⁽⁴⁾。むしろそのような技術的な知識を前提にした上で、カントはその形而上学的な基礎づけ、つまり理論理性の批判にエネルギーを傾注したと見ることができる。問題は「市民化」と「道徳化」である。「市民化」は「半分しか」、そして「道徳化」に関しては「ほとんどまったく」実現していないからである。

カントは、イギリスやフランスの「市民化」に必ずしも全面的に共感しているわけではない。むしろベルリン水曜会の主要会員たちとともに、現状の君主制的体制に基づく「改革絶対主義」に共鳴している。また、同時代の「市民社会」が「道徳性」とは無縁のものだという認識を持っている⁽⁵⁾。このような状況の下で、「市民化」と「道徳化」のための有効な「模範」が示されなければならない。

カント世界市民主義の叙述の手掛かりになるのは、『単なる理性の限界内の宗教』（1793年、以下『宗教論』）で示される「法的＝市民的社會」と「倫理的＝市民的社會」という区分である（6,094.28）。この区分に従えば、「市民化」の使命を「法的市民社会論」として、そして「道徳化」の使命を「道徳的市民社会論」として、それぞれ展開することができるだろう。これらの議論は、最終的に「世界市民社会論（世界市民主義）」へと収斂していく。

(3) 法的市民社会論

『永遠平和のために』（1795年）によれば、永遠平和のための確定条項として3つの法的体制がある。①国家市民法による体制（市民法）、②国際法による体制（万民法）、③世界市民法による体制（世界市民法）である（8,349.25）。このうち国内体制の「市民化」にかかわる原理は、「自由」「平等」「自立」である⁽⁶⁾。

しかし、法的な議論は、「国内体制論」から「国際関係論」へ、そして「世界市民論」へと推移するにしたがって、内容が限定的になっていく。「世界共和国」（8,357.14）は「連盟」（8,354.02）へと後退し、「世界市民法」は「訪問の権利」（8,358.07）に限定されている。諸国家が「世界共和国」を望まないこともあるが、むしろ国際関係においてこそ、「人間本性の邪悪さ」（8,355.03）があからさまになると

カントが見ているからである。それにともなって、法的な議論の層とは別の道徳的な議論の層が顕在化している。

要するに、「市民的体制」という人間の使命を実現するための議論は「市民化」だけで完結するのではなくて、人間の「道徳的素質」の完全な実現を目指す「道徳化」の使命の議論に結びついていかなければならない。

(4) 道徳的市民社会論

『宗教論』によれば、人間には「善への根源的素質」（6,026.02）がある。したがって、他人から離れて一人でいるときには、つましく、欲求を管理する心の状態も穏やかである。しかし、その同じ人間が人間たちの中に入ると、嫉妬、支配欲、所有欲などの敵対的な「情念」が生じる。人間社会には「悪への性癖」（6,028.26）のきっかけがある。ただし、この「悪の原理」も、同一民族で形成される「国家」においては、「法的状態」の確立によって覆い隠され、「法的市民社会」を維持することができる。

ところが、国家を越えた国家相互の国際関係では、この「悪の原理」があからさまに立ち現れる。したがって、人間の素質を実現するためには、「悪の原理」に対抗する「善の原理」が不可欠である。「悪の原理」は人間の社会性に起因しているのだから、これに対抗する「善の原理」も社会性のレベルで考えられなければならない。すなわち「徳の旗」（6,094.22）の下に人々が結集して「道徳性」を保持する社会を建設しなければならない。この社会が「道徳的市民社会」である。

国家を越えて人類全体に視野を広げるとき、「道徳性」の問題が顕在化する。カントのこの道徳性は、市民社会の完成にかかわる社会規範としての道徳性である。カントの道徳性の概念を単なる内面性に矮小化したことは、ヘーゲルが後世に残した負の遺産である。「法的市民社会」に根づきつつ、同時に「道徳的市民社会」が実現される人類全体の社会として、カントは「世界市民社会」を構想している。カント世界市民主義の最後のカギは「道徳性」にある。

したがって、このような道徳性が「疑似道徳」に陥らないためには、その原理を探究して確立する哲学的な基礎づけが必要である。

4. 道徳性の最高原理としての「意志の自律」—形而上学的見地—

『基礎づけ』では「善意志」から出発し、「すべきだ」という義務意識の分析を通して、実践理性だけによる意志規定、すなわち「意志の自律」こそが道徳性の原理であることが示される。定言的命法を手掛かりにしつつ、形而上学的見地における「目的の国」の理想を提示したい。

(1) 命法の区分

カントは、『基礎づけ』の中で命法の区分について次のように述べている。

もし行為が何か別のもののためだけに手段としてよいのであれば、命法は仮言的である。また、行為がそれ自体としてよいと表象されるならば、したがって、それ自体で理性に適った意志において必然的として、つまりそのような意志の原理として表象されるならば、命法は定言的である。(4,414.22)

しかし、この二分法はすぐさま次のような三分法に拡張されている。

仮言的命法は、行為が何かある可能的な意図あるいは現実的な意図にとってよいということを告げるだけである。仮言的命法は、第1の場合には蓋然的 problematisch= 実践的原理であり、第2の場合には実然的 assertorisch= 実践的原理である。定言的命法は、何かある意図にかかわらず、すなわち何かある別の目的なしに、行為をそれ自体客観的に必然的として断言する。この定言的命法は、必然的 apodiktisch= 実践的原理として妥当する。(4,414.32)

このように、「仮言的」「定言的」という命法の二分法は、「蓋然的」「実然的」「必然的」という三分法によって補完され、具体化されている。これらの3つの命法について、カントは次のようにも述べている。

われわれは、第1の命法を技術的（技能に属する）、第2の命法を実用的（幸福 Wohlfahrt に属する）、第3の命法を道徳的（自由な振る舞い一般に、すなわち道徳に属する）とも名づけることができるだろう。(4,416.28)

『基礎づけ』における3つの命法が、歴史哲学における「技術的素質」「実用的素質」「道徳的素質」に関連し、さらに使命としての「開化」「市民化」「道徳化」に関連していることは明らかだろう。両者の関係は、下の表のように整理できる。

(2) 定言的命法の諸方式

歴史哲学における「道徳化」の使命を、形而上学的見地において「定言的命法」と捉えたカントは、さらに定言的命法の諸方式を展開している。ペイトンによれば、それらは次のように整理される⁽⁷⁾。

(Formula I) 普遍的法則の方式「君の格率が普遍的法則になることを君が同時に意欲し得るような、そういう格率に従ってだけ行為せよ。」(4,421.07)

(Formula I a) 自然法則の方式「君の行為の格率が君の意志によって普遍的な自然法則になるべきであるかのように行為せよ。」(4,421.18)

(Formula II) 目的自体の方式「君は君の人格ならびにそれぞれの他の人格における人間性を常に同時に目的として使用し、決して単に手段としては使用しないように行為せよ。」(4,429.10)

(Formula III) 自律の方式「意志はその格率を通して自分自身を同時に普遍的に立法するものとして

表 人類の使命と命法の区分

歴史哲学における人類の使命	『基礎づけ』における命法
開化（技術的素質）	熟練の命法
市民化（実用的素質）	怜悯の命法
道徳化（道徳的素質）	道徳の命法

見なすことができる。」(4,434.13)

(Formula III a) 目的の国の方式「それぞれの理性的存在者は、自分の格率を通して同時に普遍的な目的の国における立法する成員であるかのように行為しなければならない。」(4,438.18)

「自然法則の方式」が、「普遍的法則の方式」について人々の直感に訴えて理解しやすくするための派生的な実践適応の方式であるのと同じように、「目的の国の方式」は「自律の方式」についての実践適応の方式であると見ることができる。カントは「意志の自律」の叙述に続けて、「確かに理想にすぎない」と断った上で、「目的の国」について次のように述べている。

理性的存在者が成員として目的の国に所属するのは、この国のうちで普遍的に立法するが、また自らこの法則に服従する場合である。理性的存在者が元首としてこの国に所属するのは、この国のうちで立法する者として他の者のどのような意志にも服従しない場合である。(4,433.34)

「意志の自律」が意志の自己立法を意味する限り、「目的の国」では、特定の限られた者が一方的に立法し、その他の者は単にそれに服従するだけ、という「立法—服従」の関係は存在し得ない。「目的の国」の構成員は、法則に服従するという点では「成員」であるが、服従する法則を自ら立法するという点では同時に「元首」でもあり得るからである。

形而上学的見地におけるカントの叙述はきわめて抽象的である。「目的の国」という表現そのものは、むしろ伝統的な「恩寵の国」を想起させるかもしれない。しかし、「意志の自律」を原理とすることによって「成員」が同時に「元首」でもあり得るような体系的結合の全体が考えられている点に留意しなければならない。

このようにして、形而上学的見地における「道徳性」の原理の探究と確立は、定言的命法の諸方式の展開を経て「意志の自律」およびそこから派生する「目的の国」に到達する。理想としての「目的の国」では、「意志の自律」という意味での「道徳性」がすべての構成員によって実現されていると見ることができる。

(3) 「目的の国」と「世界市民社会」

歴史哲学では、「世界市民社会」の実現の最後のカギが「道徳性」にあることが示された。これに続いて『基礎づけ』では、道徳性の原理が探究され、意志の自己規定という「自律の原理」が確立された。そして、そのような原理を体現した構成員による「目的の国」という理想が示された。

したがって、以上の叙述から次のことが明らかになる。すなわち、歴史哲学において示された「世界市民社会」とは、「法的市民社会」を構築しつつ、同時に、「自律の原理」を体現した道徳的な「世界市民」による「道徳的市民社会」がこの「法的市民社会」を補完している人類全体の社会にほかならない、ということである。「市民化」と「道徳化」の重層的構造は、このような世界市民社会のあり方として理解することができる。また、形而上学的見地における「目的の国」の描出は、世界市民的見地における「道徳的市民社会」の原理的構造を提示していると見ることができる。最後に、カントの世界市民主義の現代的意義に迫ってみたい。

5. カント世界市民主義の現代的意義—道徳的な「世界市民」という理念—

冒頭でも言及したように、いまや全人類が時間的空間的に「世界市民」であることに疑いの余地はない。ただし、注意しなければならないのは、「世界市民」の概念が多様で曖昧だという点である。

(1) 「世界市民」の概念

古館喜代治によれば、「世界市民」の概念は大きく2つに区分できる。(a) 特定の文化国家に民族的な帰属意識を持つ市民とは違って、そうではない「自然な世界」に帰属意識を持つ市民、(b) 世界中の国家や民族を統一する普遍的な国家、つまり「世界国家」に安住する市民、この2つである。また、次のようないくつかの具体的立場を挙げることもできる。①理性を共有する全人類を同胞と見る立場、②神の前で魂の平等を説くキリスト教の立場、③ヒューマニズムに基づいて人間的共同体を主張する立場、とりわけ近代国家成立以降では、④国家主義に対立する立場、⑤国家の並立を前提する国際主義 Internationalismus の立場、さらに、⑥諸国家をよ

り大きな国家に吸収する帝国主義 Imperialismus の立場もこれに加えることができる⁽⁸⁾。現代の時間的空間的な「世界市民」に加えて、今後さらにどのような「世界市民」を実現していくのか、これは人類全体の命運を決する重大な課題である。

古館の区分によれば、「世界共和国」を留保して「国際連盟」にとどまったカントの態度は、大きく見れば (a) の区分に、そして「理性的な世界市民」(8,017.28) を想定している点で①「理性を共有する全人類」の立場に結びついていると言えるだろう。本稿では、このようなカント世界市民主義の内実を「法的市民社会論」と「道徳的市民社会論」によって叙述した。

ところで、1920年の「国際連盟」創設へのカント平和論の影響が示すように、歴史的には、法秩序へのカントの言及、すなわち「法的市民社会論」が注目を集めている。昨今のカント研究でも、そのような法的な視点からの研究が主流である⁽⁹⁾。しかし、本稿で見てきたように、カント世界市民主義の究極の核心は、その「国際連盟」を補完する「道徳性」にある。このことは、「啓蒙」のエートスを踏まえてカント文献の内在的検証を徹底することによって浮き彫りになる。法的市民社会論において「国際連盟」にとどまったカントの叡智は、そこで尽きているのではない。カントはさらに道徳的市民社会論を展開して、人類が最終的に目指すべき道徳的な「世界市民社会」に言及し、それを「目的の国」の理想として描き出している。カント世界市民主義の神髄を、われわれ人類はまだ汲み尽くしているわけではない。続いて、カント世界市民主義の現代的意義を考える論点を提示したい。

(2) ネットワーク型社会と「目的の国」

大型コンピュータの支配に抗し、コンピュータを個人の前にひざまずかせた「パソコン革命」が、今、その論理的な帰結に向けて加速している。すべてのパソコンが、かつてのスーパーコンピュータと対等のレベルで世界ネットに接続される時、カウンターカルチャー世代が仕掛けた「パソコン革命」は最終的に完成する⁽¹⁰⁾。

1990年代後半に予見されたこのような世界は、一

面ではすでに現実のものになっている。パーソナルコンピュータとインターネットによって「あらゆる個人が自分の情報発信源をもつこと」が可能になっている。そして、この「情報市民革命」によって「情報と通信における中央管理者」が滅亡して「マスメディア」が終焉を迎え、「個々の市民が情報とメディアにおいて自立」するはずだった。民族国家の限界を越え出ることができなかった18世紀の市民革命に代わる新たな「インターネット市民革命」が成立するはずだった。「情報革命は社会体制を変革し民主主義を実現する革命である以外ない⁽¹¹⁾」とみなされていたからである。しかし、他方でわれわれは、現代の情報化社会に固有な新たな課題が生じていることを認めざるを得ない。

カントの「目的の国」の理想が、現代の状況に一石を投じるだろう。ネットワーク型社会では、あらゆる個人が自分の「情報発信源」を所持している。自分が所属するネットワークの管理者は存在するにしても、ネットワークのネットワークであるインターネットには、もはや「中央管理者」は存在しない。それは、権力が特定の箇所に集中する中央集権型のシステムではなくて、各々の構成員が権力を分散して所有する分権型のシステムである。この分権型のネットワーク型社会では、自分のほかに自分のあり方を規定するものは存在しない。それはまさに、法則に服従するという点で「成員」であるが、服従するその法則を自ら立法するという点で同時に「元首」でもあるという、カントの「目的の国」のあり方と原理的構造的な相似関係を示していると見ることができるだろう。

カント自身は、インターネットによるグローバルな情報の共有という現代の事態を想像すらできなかった。電子メディアの登場やさらには広告つきの商業新聞ですら、カントには無縁のものだった。それにもかかわらず、ネットワーク型社会と「目的の国」の構造的な相似関係は、カント世界市民主義の現代的意義を考える論点になり得るだろう。ネットワーク型社会のカギは、各々の構成員の「道徳性」にある。

(3) 「意志の自律」と「世界市民」

既存の社会秩序の遵守、上司の命令の忠実な履行、親世代から擦り込まれた徳目の実践など、一般常識

的に「正しい」あるいは「善」と思われるこれらのことは、カントによれば、直ちにそうであるわけではない。「道徳性」の原理は「意志の自律」である。ただし、自律的な意志規定の結果がそのような一般常識的な振る舞いになることが排除されているわけではない。

ところで、「自律」の原理は必然的に行為の結果に対する「責任」に結びつく。その行為が、他者による決定ではなくて、自己決定だからである。この点を考え合わせると、道徳的な「世界市民」とは、自律的な意志規定とそれに基づく行為に関して「世界市民」として「責任」を引き受ける存在だということである。その責任には、現在世代への責任だけでなく、未来世代への責任も含まれるだろう。ただし、自己責任でさえあれば自己決定や行為の内容は何でもよいということではない。それらの内容は「世界市民」として「責任」を引き受け得るものでなければならない。

科学技術の進展による新たな事態の出現は、「何が正しいのか」という問いに対して既存の規範が無効であることを示している。それは、情報倫理や生命倫理などの局面においてとりわけ顕著である。それとともに、多様な民族、多様な文化、多様な価値が錯綜する国際関係においても「正解」のない問いはますます増加し、それへの対応が人類全体の命運を左右することになっている。道徳的な「世界市民」であることの自覚が求められる所以である。

この点においてカント倫理学の「形式主義」は、従来根深い非難にさらされているものの、現代的な視点から改めて見直される意義があるのではないか。誰もが「正解」を提示できず、それでも「責任」を負わなければならないとすれば、最後に求められるのは「正解」の実質ではなくて、少なくともその形式だけなのではないか。もちろん実質への決断とそれにとまなう「責任」を回避することはできないにしても、カントの「自律」の原理と定言的命法の諸方式は、「世界市民」としての現代のわれわれにそのような形式性を示していると見ることはできるのではないか。ソクラテスは弁明で次のように述べている。

それがあらわれる時は、いつでも、わたしが何かをしようとしている時に、それをわたしにさし

止めるのでして、何かをなせとすすめることは、どんな場合にもないのです⁽¹²⁾。[傍点筆者]

この有名な告白は、道徳の形式性に着目することがまったくの的外れではないことを示している。カント倫理学の形式性については、稿を改めて別の機会に論じたい。

結びにかえて

理念としての人類の使命が、①科学技術的な「開化」、②法的体制の整備としての「市民化」、③自律的に意志規定ができる「道徳化」にあると見ることは、程度や様相の違いこそあれ、その論理的な重層的構造において、カントの時代以降、現在においても変わりがないのではないか。そういう意味で、これらの使命を包摂するカントの世界市民主義、とりわけ道徳的な「世界市民」という理念は、人類の「未来の歴史」を導く理念として、現代的な意義を持ち続けていると言えるだろう。

注

(1) カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁もしくは7桁の数字で示す。カンマで区切った最初の1桁もしくは2桁が巻数、次の3桁が頁数、最後の2桁が行数である。たとえばこの(6,353.05)は、第6巻、353頁の5行を示している。なお、引用箇所が複数行に渡る場合は最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点をつける。

カントにおいて「世界市民」という表現はまれではないが、「地球市民」という表現は限られている。『道徳形而上学』(1797年)のこの箇所(6,353.05)のほか、『実用的見地における人間学』(1798年)の(7,333.08)に見られるだけである。

(2) 「ベルリン水曜会」に関する言及は、ビルチュとケラーの次の文献に基づいている。

Günter Birtsch, Die Berliner Mittwochsgesellschaft, in: Hans Bödeker und Ulrich Herrmann (Hrsg.), *Über den Prozeß der Aufklärung in Deutschland im 18. Jahrhundert. Personen, Institutionen und Medien*. Göttingen 1987 (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd.85), 94-112.

Ludwig Keller, Die Berliner Mittwochsgesellschaft. Ein Beitrag zur Geschichte der Geistesentwicklung Preussens am Ausgange des

18. Jahrhunderts, in: *Monatshefte der Comenius-Gesellschaft* 5. 1896, 67-94.
- (3) カントは、「自由の精神のない服従は、秘密結社を誘発する原因である」(8,305.21)と述べている。
- (4) 当時、フランスのモンゴルフィエ兄弟による熱気球の有人飛行がベルリンの知識人たちを驚嘆させていた。ベルリン水曜会の論議の中でM. メンデルスゾーンは、人間が空を飛ぶことについて、「大きな変革」を導くだろうが「人間社会の最善」かどうかはまだ決められない、と戸惑っている。上掲ケラー文献、81頁。
- (5) 『頭の病気についての試論』(1764年)の中でカントは、頭の病気が「市民的状况においていっそう流行している」(2,260.16)と述べている。反対に、市民的状况では、誠実で親切な心情を働かせて人間性を信頼する、思慮のある正直な人間、つまり「善良な人間」(2,261.11)は「お人好し」とみなされる。
- (6) 『理論では正しいかもしれないが実践には役立たないという通説について』(1793年)と『道徳形而上学』(1797年)では、それぞれの内容にずれはあるものの、市民的状况の原理として「自由」「平等」「自立」の3つが挙げられている。しかし、『永遠平和のために』では「自由」「平等」の2つだけが言及されている。
- (7) H.J.Paton, *The Categorical Imperative, A Study in Kant's Moral Philosophy*, Hutchinson, 1947.
- (8) 古館喜代治『世界主義思想の研究』弘文堂、1972年、1-2頁。古館はこれらに加えて、ローマカトリック教会の普遍主義 Universalismus、自由主義に発する平和主義 Pazifismus、人類愛による博愛主義 Philanthropinismus なども挙げて、その定義を決めることが軽々にはできないと述べている。
- (9) たとえば、W. ケアスティング『自由の秩序—カントの法および国家の哲学—』(舟場保之、寺田俊郎監訳、御子柴善之、小野原雅夫、石田京子、桐原隆弘訳) ミネルヴァ書房、2013年。
- (10) 岡部一明『インターネット市民革命—情報化社会・アメリカ編—』御茶の水書房、1996年、248頁。
- (11) 同上、253頁。
- (12) 『ソクラテスの弁明』(田中美知太郎訳、『プラトン全集』第1巻) 岩波書店、1975年、88頁。

[付記] 本稿は、平成26年度～平成29年度科学研究費助成事業(基盤研究(C)(一般)、課題番号26370082、研究課題名18世紀ドイツ啓蒙におけるカント歴史哲学の知識社会学的研究)の研究成果報告冊子「カントの世界市民主義—十八世紀ドイツ啓蒙におけるカント歴史哲学の知識社会学的研究—」(2018年2月、364頁)の概要を叙述し、その現代的意義について若干の考察を加えたものである。